

船舶所有者のみなさんへ

石綿健康被害救済制度に必要な 拠出金の申告・納付のお知らせです

平成19年4月から拠出金の申告・納付が開始されます

● 救済制度について

石綿(アスベスト)による健康被害の特殊性にかんがみ、石綿による健康被害を受けられた方及びそのご遺族で、労災補償等の対象とならない方に対して、迅速な救済を図ることを目的として、「**石綿による健康被害の救済に関する法律**(平成18年法律第4号)」に基づき創設されました。

この救済(医療費等の支給)に必要な費用は、国からの交付金、地方公共団体からの拠出金及び**事業者からの拠出金**(一般拠出金・特別拠出金)によってまかなわれ、事業者による拠出については、平成19年度から開始されます。

一般拠出金を拠出する事業者は、

- ① 労災保険の保険関係が成立している事業の事業主(約260万事業所)
- ② **船員保険法第60条第1項に規定する船舶所有者**
(船員保険の被保険者を使用する船舶所有者)

特別拠出金を拠出する事業者は、

- ③ 石綿との関係が特に深い事業活動を行っていたと認められる事業主(特別事業主)

● 申告・納付方法

船員保険の被保険者を使用する**船舶所有者**の皆様は一般拠出金を納付する義務がありますので、下記により申告・納付をお願いいたします。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

※**申告・納付の時期** 毎年度、**4月1日から5月20日まで**です。

※**申告・納付の額** 前年度に船員へ支払われた**賃金の総額**に一般拠出金率**1000分の0.05**を乗じて得た金額(原則として、上記①と②の事業者が拠出する金額の算出方法は同じです。)

※**申告・納付先** 申告先：独立行政法人 環境再生保全機構
納付先：指定金融機関(郵便局、銀行)等

注) 上記※印の事項については、裏面をご参照ください。

納付の延納 納付の額が20万円以上となる場合は、3期に分けて納付することができます。

税法上の取扱い 本制度への拠出金は、**損金額**又は**必要経費**に算入することができます。

なお、申告・納付がない場合は、法律に基づき、機構は申告額を決定し、延滞金の徴収や財産等の差し押さえの手続きをさせていただくことがありますので、ご注意ください。

■ お問い合わせ先

独立行政法人 環境再生保全機構
石綿健康被害救済部 資金管理課

〒212-8554

川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎セントラルタワー9F

TEL 044-520-9615

http://www.erca.go.jp Eメール kyosyutsukin@erca.go.jp

1. 申告関係書類

実際に申告・納付していただく書類は、4月上旬のなるべく早い時期に**当機構から直接船舶所有者に送付**いたします。なお、申告・納付の期限については、本年は5月20日が日曜日ですので5月21日(月)となります。

2. 申告・納付の額

申告額は、「前年度に船員に支払われた“賃金の総額”」に一般拠出金率(1,000分の0.05)を乗じて得た額が、一般拠出金の申告額となります。

なお、“前年度の賃金の総額”の算定にあたっては、船員保険法で定める標準報酬月額及び標準賞与額(以下「標準報酬額」といいます。)を用いることもできます。

当機構から、申告関係書類とともに、各船舶所有者に係る前年度の標準報酬額の推計額(※)をお知らせいたしますので、必要に応じて活用ください。

(※)…社会保険庁より提供されたデータに基づき当機構が推計を行った額です。

(記載例) 標準報酬額の推計額を**そのまま**使用して申告する場合には、次のとおり申告書に転記してください。

石綿による健康被害の救済に関する法律 平成 年度 第二項一般拠出金申告書		
平成 年 月		
独立行政法人環境再生保全機構 理事長 殿		
石綿による健康被害の救済に関する法律第39条第1項の規定に基づき、次のとおり申告します。		
① 船舶所有者		
提出金番号		
(イ) 住所又は所在地	〒	
(ロ) 氏名又は名称	印	
電話番号	-	
(ハ) 代表者氏名 (法人の場合は、記載・押印して下さい。)	印	
② 賃金の計算	(イ) 前年度の賃金の総額 (千円未満は繰り切り)	(ハ) 第二項一般拠出金額 ((イ) × (ロ))
	千円	円
(ロ) 一般拠出金率	1,000分の0.05	

前年度の賃金の総額のお知らせ	
(例)	
1 拠出金番号	〇〇〇〇〇
2 船舶所有者の名称	〇〇〇〇株式会社
3 前年度の標準報酬額(推計値)	54,321千円
4 上記3を基に算定した申告額(推計値)	2,716円

* **一般拠出金額のめやす** 前年度の賃金の総額又は標準報酬額が、1千万円の時の申告額は500円、1億円の際は5千円、10億円の際は5万円となります。

3. 申告方法

4月上旬に各船舶所有者に送付する申告関係書類とともに**返信用封筒(料金機構払い)を送りますので**、申告書(機構提出用)を返信用封筒に入れ、投函してください。

(注) 申告書は、機構提出用と船舶所有者控えの2枚複写となっていますので、船舶所有者控えは各船舶所有者において保存してください。

4. 納付書的使用方法

納付にあたっては、**必ず同封の納付書を使用して納付**してください。なお、申告関係書類に、次の2種類の納付書を同封します。(振込手数料は必要ありません。)

- ① **納付金額が空欄の納付書**(「払込取扱票(振込通知書)」:一連四票式)
- ② **納付金額が印字された納付書**(「MUFペイジー・プラス」料金収納センター払込取扱票:一連三票式)

船舶所有者が**自ら拠出金額を算定して申告**する場合には、①の納付書を使用し、当機構がお知らせする標準報酬額の**推計額を用いて申告**する場合には、②の納付書を使用して納付してください。